

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成17年2月17日(2005.2.17)

【公開番号】特開2000-219536(P2000-219536A)

【公開日】平成12年8月8日(2000.8.8)

【出願番号】特願平11-19024

【国際特許分類第7版】

C 03 C 8/08

C 03 C 8/14

【F I】

C 03 C 8/08

C 03 C 8/14

【手続補正書】

【提出日】平成16年3月12日(2004.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】低吸湿性ガラスフリット、ガラスセラミックス組成物および焼成体

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

実質的に下記酸化物基準のモル%で、

P<sub>2</sub>O<sub>5</sub> 25～50、

SnOに換算したスズ酸化物 0～70、

ZnO 0～50、

MgO 0～50、

In<sub>2</sub>O<sub>3</sub> 0.1～12、

WO<sub>3</sub> 0～15、

Li<sub>2</sub>O+Na<sub>2</sub>O+K<sub>2</sub>O 0～20、

B<sub>2</sub>O<sub>3</sub> 0～20、

Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub> 0～10、

SiO<sub>2</sub> 0～10、

からなり、かつ、SnOに換算したスズ酸化物、ZnOおよびMgOの含量が30～70モル%であり、軟化点が620以下である低吸湿性ガラスフリット。

【請求項2】

請求項1に記載の低吸湿性ガラスフリット40～99重量%と、セラミックス粉末1～60重量%とから実質的になるガラスセラミックス組成物であって、該ガラスセラミックス組成物を焼成して得られる焼成体の、50～250における平均線膨張係数が $60 \times 10^{-7} \sim 90 \times 10^{-7}$ /であるガラスセラミックス組成物。

【請求項3】

請求項1に記載の低吸湿性ガラスフリットまたは請求項2に記載のガラスセラミックス組成物を焼成して得られる焼成体。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0006**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0006】**

また、前記低吸湿性ガラスフリット40～99重量%と、セラミックス粉末1～60重量%とから実質的になるガラスセラミックス組成物であって、該ガラスセラミックス組成物を焼成して得られる焼成体の、50～250における平均線膨張係数が $60 \times 10^{-7}$ ～ $90 \times 10^{-7}$ /であるガラスセラミックス組成物を提供する。なお、「50～250における平均線膨張係数」を、以下単に「膨張係数」という。

また、前記低吸湿性ガラスフリットまたは前記ガラスセラミックス組成物を焼成して得られる焼成体を提供する。